

太子町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

- 1 この制度は、太子町において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（自己等^{（注）}の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知し、証明するものです。

<p>（注）自己等・・・（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者 （戸籍関係）自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属</p>

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に太子町住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 第三者への住民票の写し等を交付した事実の証明が必要な場合は、「太子町住民票の写し等交付事実証明申請書」に必要事項を記載の上、前項の通知書と本人であることを明らかにする書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）を添えて、太子町役場住民人権グループまでお越しく下さい。
- 4 「太子町住民票の写し等交付事実証明書」（以下「証明書」という。）は、事前登録者に係る住民票写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。
- 5 証明書の交付 1 件につき、手数料として 300 円が必要です。
- 6 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）又は事前登録を受けている人（以下「事前登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申し込み又は証明書の交付申請をすることができます。
- 7 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申し込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
（1）事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により直接、申し込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
（2）他の市区町村に居住している場合
- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、「太子町住民票の写し等交付事実証明申請書」に、太子町住民票の写し等交付通知書、事前登録者本人であることを明らかにする書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒（あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの）を同封してください。
- 9 証明する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び枚数並びに当該第三者が自己の代理人である場合はその氏名及び住所です。
- 10 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。
- 11 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。

